

基本理念・基本方針への御意見（その 3）

次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の基本理念・基本方針については、現行プランの基本理念・基本方針を尊重しつつ、より現代的な視点をもって修正を加え、策定することとなりました。

各委員からいただいた修正案や御意見を基に、計画部会で審議いただき、検討結果を次の表のとおり、まとめました。

今回の会議では基本理念・基本方針を決定いただきたいと考えております。

基本理念・基本方針については、決定いただいた後、個別の施策が決まり計画の全体像が明らかになってから、再度、文言を微調整していただく場合もあると考えております。

■基本理念

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本理念</p> <p>1 「子どもの権利の実現と尊厳の確保」</p> <p>児童の権利条約^{注1)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。</p> <p>計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・子育て支援機関・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。</p> <p>【子育て支援機関、保育関連機関など、表現を審議会で検討いただきたい】</p>	<p>基本理念</p> <p>1 「子どもの権利の実現」</p> <p>児童の権利条約^{注)}は、子どもが大切に保護される存在であると同時に、年齢と成熟度に応じて、一人ひとりの子どもが自分らしく生きる権利が保障され、子どもが権利の主体であることを強くうたっています。</p> <p>計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・<u> </u>・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。</p>	<p>委員からの修正案</p> <p>② 「子どもの権利の実現と尊厳の確保」</p> <p>③ 計画の策定、推進にあたっては、子どもの意見が尊重され、おとなの適切な援助によって、子どもの権利が家庭・保育所・学校・地域・行政のなかで具体化されていくように取り組みます。</p>	<p>委員からの意見</p> <p>① 理念の第一に子どもの権利があることは、重要であると考えます。子どもは大切に保護される存在として生まれ育ち、大切にされることで未来や他人を信じる力、生きる力が生まれると考えます。</p> <p>大人にとっても当たり前である「子どもを大切にする」ということは、子どもの権利を実現するということをあらためて冒頭に明文化する意義と意味があると思います。</p> <p>② 第2次基本構想・基本計画では、子どもが尊厳をもって自分らしく生きていくことができることを目指しています。このことと整合性を保つために修正してはどうかと思います。</p> <p>③ 子どもの権利の実現には、養護と教育がなされる「保育所」も大きくかわるため、子育て・子育て支援の重要な役割を果たしていることを認識するためにも表記される方が良いと思います。</p> <p>(※最終ページに補足意見あり)</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>注1) 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2014年5月現在で194の国と地域が締結しています。</p>	<p>注) 児童の権利条約：基本的人権が子どもにも保障されるべきことを国際的に定めた条約。1989年11月20日に国連総会において採択され、2009年12月現在で193の国と地域が締結している。</p>	<p>① 2014年5月 194の国</p>	<p>① 2014年4月にパレスチナが加わり194になりました。</p>
<p>基本理念 2「すべての子どもと親注2)への支援</p> <p>児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。</p> <p>しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。</p> <p>これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と親支援を推進することを基本にします。</p>	<p>基本理念 2「すべての子どもと親 への支援」</p> <p>児童福祉の目的は、すべての子どもたちの心身両面にわたる健全な育成を図ることにあります。</p> <p>しかし、これまでの子どもや子育て家庭への施策は、障害のある子どもや親が働いている家庭など、特別な援助を必要とする子どもや家庭を中心にしてきました。</p> <p>これからの施策は、こうした施策を一層きめこまかく行うと同時に、保健・福祉・医療・教育・建設・労働などに関するさまざまな施策と連携して、市内のすべての子どもと子育て家庭を対象に、子どもの成長発達の保障と子育て支援を推進することを基本にします。</p>	<p>① 「すべての子どもと育児（子育て）への支援」</p> <p>② 子どもの成長発達の保障と親支援を推進することを基本にします。</p>	<p>① 社会では、子育てをしているのは親だけではないのが現状です。家庭の事情により祖父母などが孫育てをしている場合もありますから、修正してはどうかと思います。</p> <p>② 基本理念2のタイトルに合わせて子育て支援というより親支援と明確に書いた方が良いと思いました。</p>
<p>注2) 親：このプランでは、子育てをしている人を指します。</p>			

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本理念 3「男女共同の子育て」</p> <p>子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。</p> <p>また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。</p> <p>子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で<u>子育ての過程と楽しさやつらさなどを共有し</u>、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。</p>	<p>基本理念 3「男女共同の子育て」</p> <p>子育てに伴う種々の負担感が、子どもを持つことをためらわせる要因のひとつになっています。</p> <p>また、家庭で主として女性が子育てを担うことによって肉体的・精神的負担が女性に偏ったり、女性の社会進出に伴い、仕事と子育ての両立のために女性の負担が増大しています。</p> <p>子育てを男女が協力することで、単に、子育ての負担を女性から軽くするだけでなく、男女で<u>子育ての楽しさなどを共有し</u>、子育てを通して家庭や地域での役割を男女で担うことを基本にします。</p>	<p>③ 男女で<u>子育ての過程とその時々</u>の思いを共有し、</p>	
<p>基本理念 4「循環型の子育て」</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>基本理念 4「循環型の子育て」</p> <p>子どもは次代を担う大切な社会的存在であり、健やかな子どもの育ちは市民全体の願いです。</p> <p>職場や地域など社会全体が協力し、おとなたちが連携しながら、地域の人的環境・社会環境・自然環境の整備などをすすめます。</p> <p>子育ては時代をつなぐ希望です。子どもは、健やかに生まれ、育ち、やがておとなになって子育てをします。そして子育てをするなかで、おとなは子どもから多くのことを学びます。世代間をつなぐ循環型の子育てを基本にします。</p>	<p>(修正なし)</p>	<p>(意見なし)</p>

■基本方針

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本方針</p> <p>1 「子ども<u>の主体的な参加ですすめる</u>」</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>基本方針</p> <p>1 「子ども<u>参加</u>」</p> <p>少子化、過度の受験競争のなかで、一人ひとりの子どもたちが自分らしさを見つけだし、仲間とともにゆっくりと子ども時代を過ごす権利を保障することができなくなっています。</p> <p>子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を培っていく環境との関わり方が大切になっています。</p> <p>子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、子どもと同じ目線に立ち、一人ひとりの違いを認め、子どもが人や自然とふれあい、仲間のなかで自ら育とうとする力を大切にします。</p> <p>(次のページにつづきます)</p>	<p>② 「子ども<u>の参加ですすめる</u>」</p> <p>③ 「子ども<u>の主体的な参加ですすめる</u>」</p> <p>④ <u>子どもが社会に守られて育つことは子どもの権利です。</u></p> <p><u>子どもの命や生活を保障するとともに、だれもが夢を描き、自己実現できるよう、子どもが自分で考え、自分の言葉で話し、じっくり聞いてもらい、どんな時でもしっかり受け止めてもらえるという安心感と信頼感を持てる育ちを支えていくことが重要です。</u></p> <p>⑤ 子どもを保護・教育の対象としてのみとらえるのではなく、<u>子ども自らが心身の健康に関心をもち、一人ひとりの違いを認め、自然とふれあい、仲間のなかで生きる力を育むことを大切にします。</u></p>	<p>① 基本理念に基づいた方針として、子ども参加を第一に上げる事は理念の根幹を貫くものと思います。</p> <p>子ども自身が自ら主体性を持って参加することは権利を守ることであり、子どもも自らが他者を信じ、自信を持って社会に旅立てるのではないかと思います。</p> <p>② 基本理念と、基本方針とが対になっていないと思います。基本方針の柱書の表現を少し変えて、基本理念と合わせてはいかがでしょうか。</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
	<p>子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや知識・技術を身につけるための援助をします。</p>	<p>⑥ 子ども一人ひとりの<u>創造性を伸ばし、子どもの最善の利益</u>が尊重された施策を推進するために、（以下 略）</p> <p>⑦ 子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、<u>乳幼児・小学生・中高生時代それぞれの段階で</u>子どもたちの主体的な参加の機会をつくりだすことや（以下 略）</p> <p>⑧ 子ども一人ひとりの最善の利益が尊重された施策を推進するために、子どもたちの主体的な参加の機会を<u>つくりだします。</u></p>	<p>⑥ 最善の利益とは何かということが、もう少し具体的にあると良いと思い、入れてみました。</p> <p>⑦ これまでの議論で、乳幼児と学童期、それ以降では子どもの置かれた状況も必要とされるしくみも異なることが指摘されてきたため、加筆しました。</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本方針 2「おとな（親）になることを支える」</p> <p>(現行どおり)</p>	<p>基本方針 2「おとな（親）になることを支える」</p> <p>かつて、地域には子どもからおとなになる過程に必要な、知識や技術を習得するための伝統行事や催しがありました。しかし、現在では地域のつながりの希薄化とともに地域全体で子どもが成長しておとなになっていくための、有効なプログラムが少なくなっています。</p>	<p>① <u>子どもは、愛されること、守られること、認められることで、自分への信頼感を持ち、他人に係わることができるようになります。また、社会の一員となっていくためには様々な知識や技術の習得が必要で、社会の一員となる大人としての基本的な力を、親や社会は与えていく役割を担っています。</u></p> <p><u>おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会としては、かつて、地域には（以下 略）</u></p>	
<p>おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・子育て支援機関・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。【子育て支援機関、保育関連機関など、表現を審議会で検討いただきたい】</p>	<p>おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・<u> </u>・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。</p>	<p>② <u>結婚から妊娠、出産、子育てとつながる大人としての役割や知識を理解し、準備するための機会を（以下 略）</u></p>	
		<p>③ <u>おとなとしての役割や知識を理解し、準備するために、必要性の啓発活動を行い、それを実践する機会を家庭・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。</u></p>	<p>③ 機会を作る前に、「なぜ必要か」の教育も必要かと思いついて入れています。</p>
		<p>④ <u>おとなとしての役割や知識を理解し、準備するための機会を家庭・保育所・学校・地域・行政が一体となってつくりだします。</u></p>	<p>④ 子育て家庭が、子育て仲間と出会う機会となる場であり、子育ての知識や伝統行事に触れ合う機会の場となる「保育所」を入れていただきたい。（※最終ページに補足意見あり）</p>
		<p>⑤ <u>一体となってつくりだします。そして、実現するための家庭への支援をします。</u></p>	<p>⑤ 基本理念2では、「すべての子どもと親への支援」（現行）とあり、親への支援も必要としています。</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本方針 3「子育て家庭の支え合い」</p> <p>_____</p> <p>_____ 子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。</p> <p>(次のページにつづきます)</p>	<p>基本方針 3「子育て家庭の支え合い」</p> <p><u>子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。</u> 子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。</p> <p>(次のページにつづきます)</p>	<p>① 「<u>父母共同での子育てを広げる</u>」</p> <p>② 「<u>子育て家庭の孤立化を防ぐ支え合い</u>」</p> <p>③ 子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。 子どもが生まれたら誰にも母性・父性のすべてが備わっているのではなく、子どもや<u>親同士</u>の関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。</p> <p>④ 子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。 子どもが生まれると<u>同時に</u>母性・父性のすべてが<u>備わる</u>のではなく、子どもとの関わりや<u>親族・地域の支援を受ける</u>なかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になっていきます。</p>	<p>① 基本理念と、基本方針とが対になっていないと思います。基本方針の柱書の表現を少し変えて、基本理念と合わせてはいかがでしょうか。</p> <p>② ターゲットを明確にするために孤立化の言葉を入れた方が良いでしょう。</p> <p>③ 核家族化した社会の中で他者との関わる機会が薄れている今、大人もあらためて子育て家庭同士という括りの中で関わりあう事で親としての自覚・社会・仕組みを学びます。 その基本として保護者会・父母会はあるもので、面倒な組織ではなく、保護者会・父母会は子育て家庭同士の支え合いの基本である事を促したいと思います。</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
		<p>⑧ <u>子育て家庭を地域全体で支えるとともに、子育て家庭同士の支え合いをつくり、西東京市に住んでよかった、住みつづけたいと思えるような、子育て家庭も、そうでない家庭であっても共に支え合う まちづくりをめざします。</u></p> <p>⑨ <u>親自身も子どもが生まれることにより、親となります。少子化した現代社会では、自分が親になるまでは育児の方法を知らなかったり、子育ての仲間との出会いや、親としての自覚や役割を準備する機会が、家庭でも地域でも非常に少なくなっています。また、高学歴化にともない晩婚化や少子化も進み、妊娠、出産、子育てには、親自身も学びが必要で支援を求めています。</u></p> <p><u>子育てについては、特に女性が出産することもあり親役割を期待されますが、現在女性は男性と同じように社会進出しており、親になるということについては父になる配偶者の協力が不可欠で、男女が協力した子育てが望まれます。</u></p> <p><u>子どもとの関わりのなかで、親としての自覚が生まれ、役割を学び真の親になる過程を、父母になる男女が協力して取り組んでいくことをすすめ、子育てが楽しいと思えるような援助を行います。</u></p>	<p>⑧ <u>子育て家庭ではない家庭（未婚、単身、子育て完了世代）も支えあうのが当然ということを感じたいです。学生、単身者、高齢者であってもが共に支えあうという意図です。</u></p> <p>⑨ <u>母子保健・次世代計画を踏まえ、この計画ができていますので、母子保健・次世代計画の視点を入れてはいかでしょう。</u></p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>基本方針 4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」</p> <p>(現行どおり)</p> <p>西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が<u>協働で</u>子育ての地域環境づくりと子育て・子育て文化の創造を推進します。</p>	<p>基本方針 4「市民参加型の子どもの育ちと子育て家庭支援」</p> <p>子育てはわたしたちの未来を託す事業です。子どもの育ちや子育てはひとりだけ、ひとつの家庭だけではできない社会的な営みです。子どもが地域で安全に豊かに自信をもって過ごすことができ、おとなも子育てを楽しく営めるならば、まちに活気と安らぎが満ちてきます。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与えてくれます。</p> <p>西東京市の未来を担う子どもたちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、市民と行政が<u>協力して</u>子育ての地域環境づくりと子育て・子育て文化の創造を推進します。</p>	<p>① 「次世代を育てあうつながりをふやす」</p> <p>② <u>子育てはわたしたちの未来を託す社会的な営みです。子どもたちはおとなやまちに素晴らしい癒しや潤い、活力を与え、子どもが育つ社会は、まちに活気を生み出します。</u></p> <p><u>しかし、子育てと仕事の両立や子どもに障害があったり、親が病気のため十分保育ができないなど家庭の事情が多様になり、子育てに支援が必要な家庭が増えています。特に、子育て家庭が孤立すると問題の発見が遅れ、子供の育ち大きな影響を及ぼします。</u></p> <p><u>子どもへの支援だけでなく、子どもを育てる親も含めたきめ細かな家庭への支援を地域全体で行い、西東京市に住んでよかった、就職や結婚しても住みつづけたい、親として周りのおとなとして西東京市で子どもを育てたいと思えるような、地域で次代を育てあうまちづくりをすすめます。</u></p> <p>③ 「市民と行政が協力して」→「市民と行政が協働で」</p> <p>④ 西東京市の未来を担う子供たちに最善のものを託すために、施策全体を市民の視点で見直し、<u>市民協働による子育て支援の推進をすすめる、子育ての負担感の軽減や楽しみをもてるような地域環境づくりを促進します。</u></p>	<p>① 基本理念と、基本方針とが対になっていないと思います。基本方針の柱書の表現を少し変えて、基本理念と合わせてはいかがでしょうか。</p> <p>② 母子保健・次世代計画を踏まえ、この計画ができていますので、母子保健・次世代計画の視点をに入れてはいかがでしょうか。</p> <p>③ 基本構想・基本計画でも市民（団体）との協働が重視されていると思います。</p> <p>④ 多様化する子育て家庭のニーズに対し、身近な市民団体等がきめ細やかに対応することで、親が安心して子育て出来る環境を作っていきたいと思いました。</p>

新 案	現 行	委員からの修正案	委員からの意見
<p>【新規】</p> <p>基本方針</p> <p>5「災害と子ども・子育て支援」</p> <p><u>日本は災害大国です。</u></p> <p><u>ところが、乳幼児やその親、子どもたちにとって防災・減災の情報提供が十分ではなく、身近なものとは言えません。</u></p> <p><u>防災・減災、災害後の復興の中で、子育て・子育てをどう支えていけるかが問われています。そのためには、あらかじめ災害時を視野に入れた取り組みが求められます。</u></p> <p><u>また、4つの基本理念を、日常だけでなく災害発生時にも保障していけるよう、施策全体を見直し推進します。</u></p>	<p>(な し)</p>	<p>① 【新規】 <u>基本方針5「災害と子ども・子育て支援」</u></p> <p><u>日本は災害大国です。</u></p> <p><u>ところが、乳幼児やその親、子どもたちにとって防災・減災は身近なものとは言えません。防災・減災、災害後の復興のなかで、子育て・子育てをどう支えていけるかが問われています。そのためには、あらかじめ災害時を視野に入れた取り組みが求められます。</u></p> <p><u>また、4つの基本理念を、日常だけでなく災害発生時にも保障していけるよう、施策全体を見直し推進します。</u></p>	<p>① 新しい課題として、災害と子ども・子育て支援を加えました。</p> <p>方針に合わせて図も変更する必要があります。</p>
<p>【基本方針に追加するか、個別の施策に盛り込むか、審議会で検討】</p>		<p>2行目</p> <p>② <u>防災・減災の情報提供が十分</u>とは言えません。</p>	

※補足意見 保育所をプランの中に位置づけていただきたい。「保育所」は、女性が労働力として必要とされる今日では、特別な方が預ける場所ではなくなっていることと併せて、量的にも必要とされています。子育て・子育ては、親だけに責任が課せられるものではなく、地域全体で支えていくというところでは、日々の積み重ねができる保育所で子育てを学び、親は親として育ち、子どもは子どもたちの中で育ちあっていくことができる場所です。家庭・学校・地域・行政の中に、含まれるものではなく、大きなひとつのくりに「保育所」があってよいと思います。そのことによって、行政も当事者も「保育所で育つ子どもたち、親たち」を意識し、西東京市の政策に反映されていくのではないかと考えます。

【参考】西東京市 第2次基本構想・基本計画(計画年次 平成 26 年度～35 年度)
から抜粋 (p.16-25)

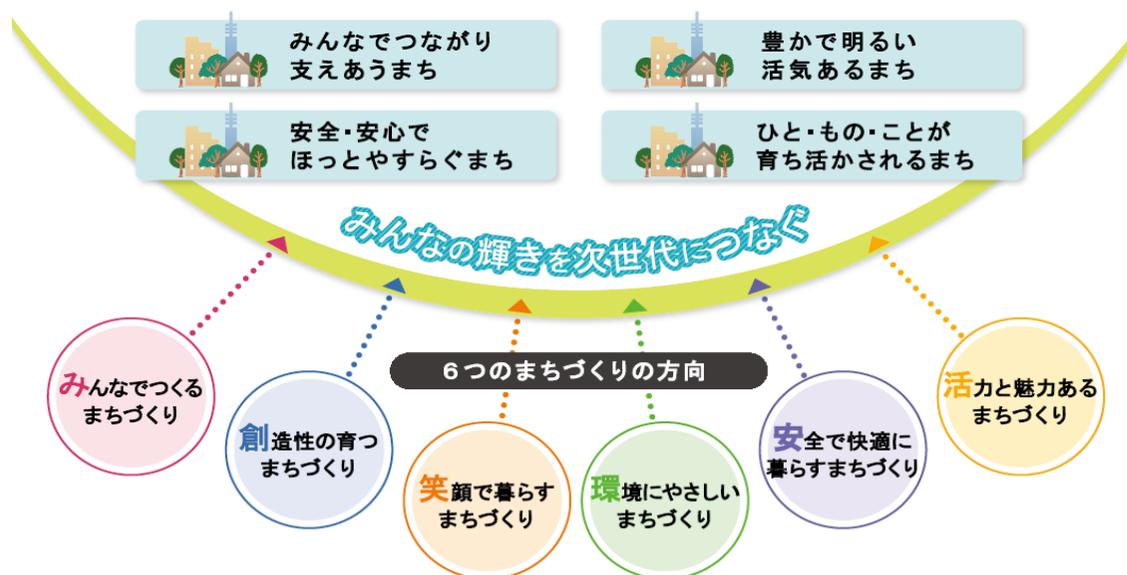
6. まちづくりの方向

「わたしたちの望み〔基本理念〕」及び「理想のまち〔将来像〕」を踏まえ、「まちづくりの課題」を解決するため、6つのまちづくりの方向と13の分野を次のとおり位置づけます。

わたしたちの望み〔基本理念〕

やさしさとふれあいの西東京市に暮らし、まちを楽しむ

4つの理想のまち〔将来像〕



みんなで作るまちづくり

みんなが輝き魅力あるまちを築くためには、人と人、人と地域がつながることが必要です。市民一人ひとりの人権が尊重され、平和を尊び、国籍・性別・障害の有無などによって差別されることのない平等な社会の構築を進めます。また、今まで以上に地域や協働の視点を重視しつつ持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

創造性の育つまちづくり

市民一人ひとりが輝き、心豊かに暮らすことができるまちであることが望まれます。次世代を担う子どもたちが個性を伸ばしながら健やかに育つために、学校教育の充実や安心して子育てできる環境を整え、学校・家庭・地域の連携による育ちを支援します。また、だれもが生涯にわたり学び、文化芸術にふれ、スポーツ・レクリエーションに親しむことのできるまちづくりを進めます。

笑顔で暮らすまちづくり

わたしたちは健康で生きがいのある豊かな人生をおくりたいと願っています。住みなれた地域でいつまでも笑顔で暮らすために、地域やNPO・市民活動団体及び関係機関と連携しながら、保健・福祉・医療の一体的なサービス提供を図り、安心していきいきと健康に暮らすことのできるまちづくりを進めます。

環境にやさしいまちづくり

やすらぎをもたらす自然環境と、安全で持続可能な生活環境を次世代に引き継いでいく必要があります。市民と事業者、行政が協力して、みどりの保全や環境にやさしい低炭素社会づくりを推進し、環境負荷の少ない循環型社会のしくみを整えて、良好な環境を保全するまちづくりを進めます。

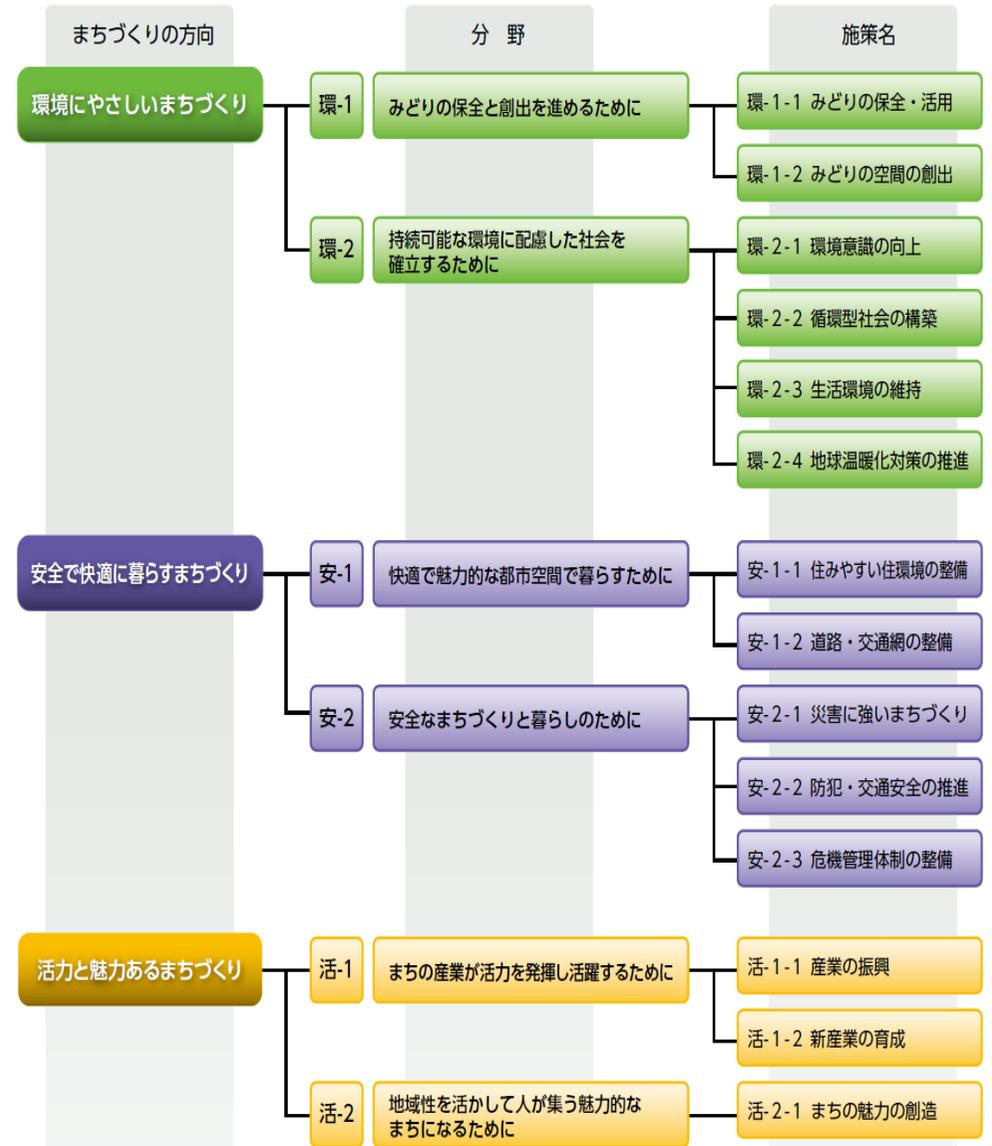
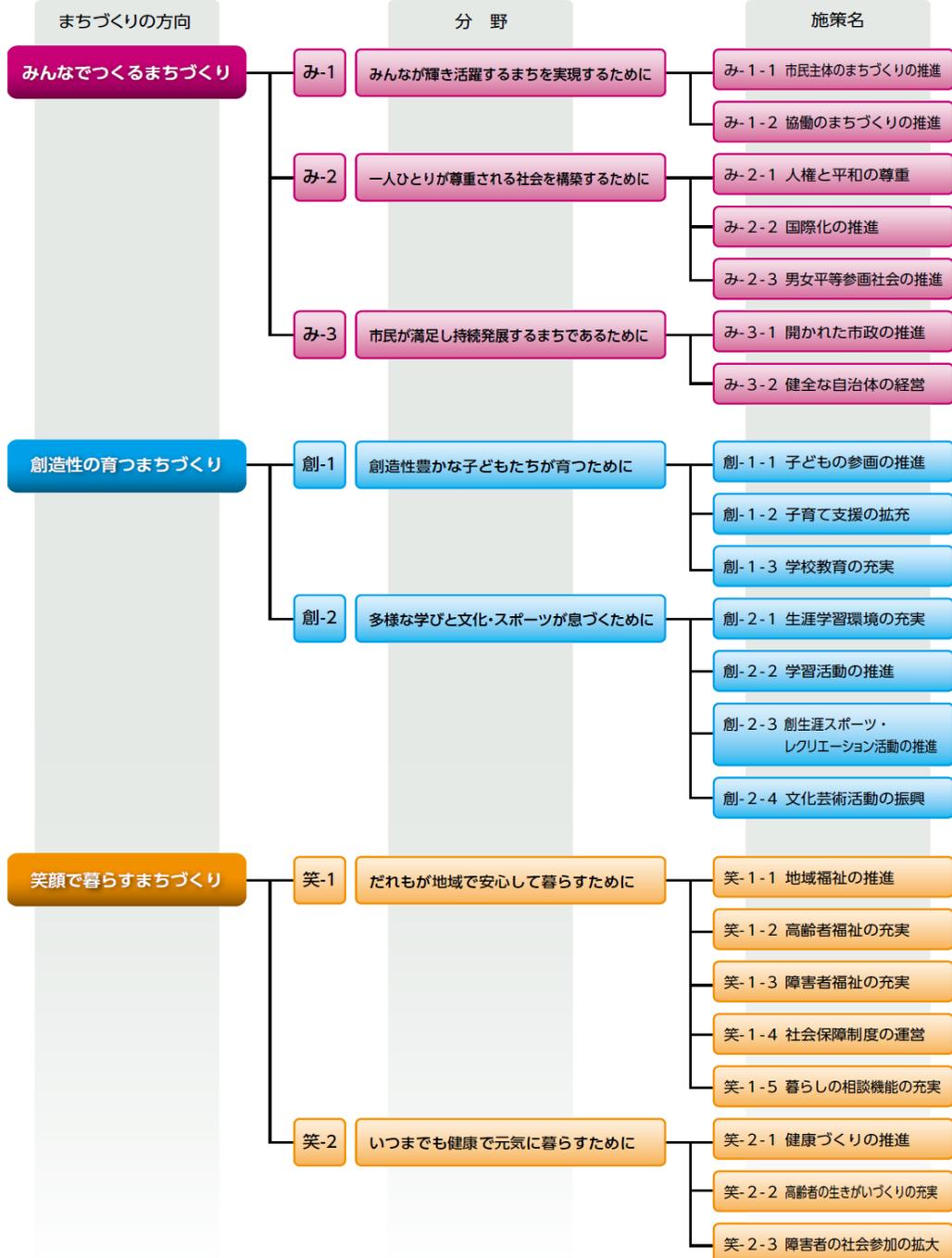
安全で快適に暮らすまちづくり

わたしたちが安全に安心して暮らせる都市基盤の整備が必要です。市民が快適に暮らせるよう、住みやすい住環境の整備や利便性の高い道路・交通網の整備を進めます。また、市民一人ひとりの防災や防犯意識を高め、市民や地域が参加する防災・防犯対策を充実させて、市民が安全に暮らせるまちづくりを進めます。

活力と魅力あるまちづくり

わたしたちのまちが活力に満ちて魅力あふれるためには、地域産業の振興や地域資源の活用が必要です。地域資源を活かしてまちの活力や魅力を向上させ、市内外に広くアピールすることにより、人の交流を増やすとともに、農業・商業・工業の連携や事業者間の連携を充実させて新たな産業の育成やにぎわいと活気のある魅力的なまちづくりを進めます。

■ まちづくりの方向体系一覧（西東京市 第2次基本構想・基本計画から抜粋）



■「まちづくりの方向」ごとの各「分野」の説明（西東京市 第2次基本構想・基本計画から抜粋）

みんなで作るまちづくり

み-1 みんなが輝き活躍するまちを実現するために

市内に暮らし活動している人やこれから何かの活動をしたいと考えている人などにとって、目標や生きがいを持ち、人との交流や地域での活動が自由にできるしくみが重要です。自由な活動や人との交流の機会は、多くの人の活躍する場を生み出し、みんなが輝くためのひとつのステップとなります。

本市では、市民参加条例、市民活動団体との協働の基本方針や地域コミュニティ基本方針を作成し、市民と市との協働によるまちづくりや地域コミュニティの再構築を推進しており、市民協働の機会が広がっています。

また、市民のまちづくりへの意識の向上、地域コミュニティ強化の取組、ボランティア活動の推進、市民への必要な情報や機会の提供など、市民の行動や活動を促すためのサポートも大切な要素となります。一人ひとりの行動とそれをサポートする力が広がり、人と人、人と地域がつながることで、人々が支えあうコミュニティが生まれ、人も地域も活かし、活かされる、「みんなが輝き活躍するまち」の実現をめざします。

み-2 一人ひとりが尊重される社会を構築するために

わたしたちのまわりには、さまざまな人が暮らし、働き、学び、支えあって生活をしています。一人ひとりがかげがえのない存在であり、人種、国籍、性別、年齢、信条、社会的身分などによって差別されることなく、平等に扱われなくてはなりません。そのため本市は、人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

また、国際化の進展に伴い市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活をおくれるよう、生活支援や行政サービスの充実に努め、多文化共生社会の形成をめざします。

男女平等推進センターの機能の充実に努め、男女平等参画社会についての市民の理解を深める取組を進めます。

み-3 市民が満足し持続発展するまちであるために

持続発展するまちであるためには、健全な自治体としての経営と開かれた市政運営に基づいた、市民とともに進めるまちづくりが必要です。

市の施策や事業などをわかりやすく市民に知らせる広報や市政の情報公開に努めるとともに、市民の意見を聴くための広聴機能の充実に努めます。

市民への情報提供や行政手続などにおいては、パソコンや携帯電話、スマートフォンなどの身近で簡便な手段が使えるような新たな取組の検討を進めます。

今後の市の財政状況は一段と厳しさを増すことが想定されているため、行財政改革のさらなる推進や行政評価制度の評価・検証を踏まえた事業の重点化や効率化などを積極的に推進するとともに、関連自治体との広域連携による取組や市民と同じ視点に立ち、協働によるまちづくりを実践する分権時代に対応した市職員の育成に努めるなど、さまざまな取組により持続可能で自立的な自治体経営を進めます。

創造性の育つまちづくり

ワイワイプランが 主として担う分野

創-1 創造性豊かな子どもたちが育つために

少子化、核家族化が進む中、学校、家庭、地域における子ども同士のふれあいや子どもと地域住民、親とのふれあいが希薄になっているといわれています。また、学校におけるいじめや体罰、家庭における児童虐待などが社会問題となっています。

子どもたちが創造性豊かに育つためには、学校などでの学びや遊びに加え、他世代とのかかわりや、地域社会とのつながりをもつことが大切です。

地域において、子どもたちが主体的にさまざまな活動に参加することによる子どもの育ちを支援する環境づくりを進めるとともに、活動の場の確保や他世代との交流の機会づくりを進めます。

NPOや市民活動団体、関係機関などと連携して子育て家庭を支援するためのサービスや保育園、学童クラブなどの環境整備、支援体制の強化を図るとともに、これから社会で活躍していく若者に注目した支援体制の構築を図ります。

また、子どもたちがのびやかに学べるように、学校教育環境を向上させるとともに、いじめ、不登校、ひきこもりなどの問題に対しては迅速かつ適切に対応していきます。

創-2 多様な学びと文化・スポーツが息づくために

自分自身の能力の向上や心の豊かさを高めるために、学校教育以外の場での学習機会や文化芸術やスポーツ活動に親しめる環境づくりが求められています。

本市では、だれもが生涯を通して学習したり、芸術にふれたり、文化活動やスポーツ・レクリエーション活動が行えるように、学習活動や公民館活動の支援、図書館サービスの高度化及び利用環境の向上、文化芸術活動の支援、文化財の保護、スポーツ環境の整備などに努めます。

また、発表などの機会を通して、市民の学習や活動の成果を地域に還元し、地域における市民の交流を進めます。

笑顔で暮らすまちづくり

笑-1 だれもが地域で安心して暮らすために

一人暮らし高齢者や高齢者夫婦世帯、障害者世帯が増加しています。

高齢者や障害者がいつまでも安心して住みなれた地域で笑顔で暮らすことができるよう、地域福祉の充実を図る必要があります。

福祉サービスの形態やしくみが変化する中、利用者が主体的にサービスの選択ができるように、福祉サービスの充実や地域基盤の整備、介護予防の強化などが求められています。

また、高齢者や障害者などが孤立しないように、地域における見守りの体制を整えるとともに、地域福祉への理解向上を図るための情報提供を行うことも重要です。

そのため、家庭と民生委員や児童委員とのコミュニケーションの充実を図るとともに、社会福祉協議会やNPO、市民活動団体、福祉事業者などの関係機関との連携を強化し、生活のための相談、アドバイスなどのサポート体制を充実させ、だれもが笑顔で安心して暮らせるしくみの構築をめざします。

笑-2 いつまでも健康で元気に暮らすために

だれもが健康で生きがいをもって暮らし、人と交流し、自ら活躍できるしくみや環境が整った地域の実現が求められています。

市民が元気に暮らすためには、健康づくりが不可欠です。健康で自立した生活をおくることができるよう、市民の健康づくりをサポートするとともに、高度医療や救急医療などにも対応した地域の保健・福祉・医療の連携による効果的なサポート体制を構築し、関係機関との広域的な連携の向上を図ります。

また、高齢者や障害者が生きがいをもって暮らし、地域コミュニティの一員として地域活動や就労ができるよう、さまざまな支援の充実を図るとともに、地域において支えるしくみの構築をめざします。

環境にやさしいまちづくり

環-1 みどりの保全と創出を進めるために

まちのみどりはわたしたちの暮らしや生活にやすらぎをもたらします。

本市は、都心に近いながらも比較的に恵まれています。都市開発が進むことによるみどりの減少も懸念されており、貴重な財産であるみどりを保全しながら魅力あるまちづくりを進める必要があります。

市民参加によるみどりを保全するしくみや公園や緑地などの充実を進めるとともに、道路や公共施設の緑化の推進などにより、みどりの空間の創出を図ります。

また、日常生活の中で自然や生物とふれあえるような人と自然環境の共生したまちづくりをめざし、みどりを豊かに感じることでできる魅力ある景観づくりにも取り組みます。

環-2 持続可能な環境に配慮した社会を確立するために

大気汚染や水質汚濁、騒音、振動、ごみ対策などの身近な環境問題や、地球温暖化などの地球規模の問題は、わたしたちの生活や事業者の経済活動から生じる環境負荷に起因します。

地域における環境保全を進めるためには、市民のライフスタイルや事業者の経済活動を見直し、社会全体で環境負荷の削減に取り組む必要があります。

本市は、市民や事業者の環境意識を高めて環境に配慮した行動の促進を図りつつ、大気や水質などの地域の環境を保全するほか、ごみの発生抑制、再使用、再生使用を促進し、資源の効率的な利用による循環型社会の構築に取り組みます。

また、地球温暖化防止のため、省資源・省エネルギーを進めるとともに再生可能エネルギーの導入や活用により低炭素型のまちをめざします。

安全で快適に暮らすまちづくり

安-1 快適で魅力的な都市空間で暮らすために

地域と調和のとれたまちなみは、だれにとっても利用しやすく住みよいまちであるとともに、愛着や誇りのもてるまちとなります。住み心地のよい住環境を確保し、市民が安全で快適に暮らせるまちをめざして、地域の特徴を活かしたまちづくりを進めます。

また、生活道路と幹線道路などの整備、安全で歩きやすい道路環境や交通網の整備によりユニバーサルデザインの配慮を行うとともに、老朽化が進む都市基盤については、計画的な更新や長寿命化に取り組みます。コミュニティバス「はなバス」の運行については、引き続き効率的な運営に努める必要があります。

多くの人が集まる駅周辺については、地域の特色を活かしつつ、快適な都市整備を進め、市外からの集客につながるような特徴あるまちづくりに取り組みます。

安-2 安全なまちづくりと暮らしのために

東日本大震災を契機に、災害に強いまちづくりに対する市民の要望が高まっています。

行政による公助だけでなく、市民自らによる自助や地域による共助の意識の向上、防災基盤の整備や防災訓練、災害時を想定した迅速な対応の検討などを進め、市民や団体などと行政や関係機関が連携した防災対策に取り組みます。

また、地球温暖化や異常気象の影響などから、都市における豪雨や台風に起因する都市型水害も懸念されています。このような都市型水害への対策として、^{いっすい}溢水地域の解消に引き続き取り組み、安全に暮らせるまちづくりをめざします。

防犯や交通安全の面では、地域の生活や活動にかかわる学校、企業、行政機関、NPO、市民活動団体などが連携して、地域の絆づくりや助けあいの意識を育み、犯罪や交通事故などの起きにくいまちづくりに取り組みます。

活力と魅力あるまちづくり

活-1 まちの産業が活力を発揮し活躍するために

農業では、後継者不足や農地の相続に関する税制の影響などにより、農家数や農地面積は減少する傾向にあります。そのため、持続可能な農業経営の促進や生産性の向上、農地の保全への取組のほか、都市と農業が共生するまちづくりのさらなる展開が求められています。

商業では、商店街の衰退や商店の廃業による空き店舗がみられるなどの厳しい状況や近隣地域への大型小売店舗の進出などがあり、地域のにぎわいの創出による経済の活性化が強く求められています。そのため、地域の特色を活かした魅力ある商店街づくりや商店に対する経営相談の充実などを図る必要があります。

工業では、大規模工場の撤退や縮小などにより事業所が減少しており、独自技術を活かした事業展開の強化や事業者間の連携が求められています。

そのため、既存産業の新たな発展への支援、時代に対応した新産業が展開しやすい環境づくり、次世代農商工業者の育成や支援、産学公の連携などを推進し、地域経済の活力の創出を図るとともに、新たな雇用の創出や地域労働環境の向上をめざします。

活-2 地域性を活かして人が集う魅力的なまちになるために

本市は、交通の便がよく都心に比べて比較的多く残されているという地域性をもっています。また、自然や歴史・文化などの地域資源を多く有しており、その魅力を市内外に広くアピールすることが求められています。

市内に存在する資源の新たな発掘や魅力の再発見などを市民とともに進め、これらの地域資源を活用することで、市内外の人々が集う魅力的なまちになるための施策を推進します。

また、地域の魅力を市内外に発信するために、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）などの新たな情報通信技術を活用した取組を進めます。

■「分野:創造性豊かな子どもたちが育つために」の「施策」の説明 (西東京市 第2次基本構想・基本計画から抜粋)

創11 子どもの参画の推進

施策目標

子どもたちが人間としての尊厳をもって自分らしく生きていくことができるよう、主体的に参画して育つことのできる環境を整えます。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆地域の連携による子育て支援、子どもの居場所づくり、活動の場の形成
- ◆子どもの育成を地域で見守るネットワーク
- ◆他世代との交流促進による地域参加
- ◆子どもの状況に応じた相談
- ◆若者支援体制が必要

課題解決に向けた視点

創1-1-1

子どもが健やかに育つ環境づくりに取り組みます

社会の急激な変化や多様化などにより、子どもを取り巻く社会環境や教育環境の悪化が心配されています。

いじめや体罰、児童虐待などの子どもの人権侵害の防止に努めるとともに、これらの人権侵害が起きた場合でも、早期に発見できるように、相談体制の充実を図ります。

また、学校、関係機関、地域などとの連携を強め、深刻な事態の発生を未然に防止するための取組を進めます。

現状と課題

少子高齢化により子どもの数が減少するとともに、核家族化の進行や共働き世帯の増加など、社会環境は変化しています。

また、いじめや体罰、ひきこもりや不登校、児童虐待などは依然として社会問題となっており、そうした経験が、子どものその後の成長に影響を与え、社会にうまく適応できず、若年無業者が増加する原因のひとつになっています。

本市では、子ども家庭支援センターや学校、児童館、学童クラブ、公民館などが子育て支援、子どもの居場所づくり、子どもたちが活動する場の創出を進めてきました。

今後は、地域とのふれあいを深め、子どもたちが地域の一員として参画していくことが課題です。

また、これから社会で活躍していく若者世代への支援も課題となっています。

創1-1-2

家庭と学校・地域の連携による子どもの育ちを支援します

核家族化の進行や共働き世帯の増加などにより、家族だけでは子どもたちの育ちを見守ることがむずかしくなっています。

子どもたちの居場所の確保や、世代を越えた交流機会の確保に引き続き取り組みます。

さらに、学校・家庭・地域が連携することで子どもたちの地域社会への参画意欲を促し、子どもたちが自ら考えて行動し、成長していく環境を整えます。

また、特に近年では、子どもの基本的な生活習慣の乱れや社会性の低下などが見られ、社会問題化しています。家庭や地域社会における教育力の向上を図り、子どもの育ちを支援します。

創1-1-3

若者の自立や社会参加を支援します

社会にうまく適応できない若者が多くみられ、ひきこもりや不登校、若年無業者の増加などが社会問題となっています。

義務教育が終了してから子育て世代になるまでの間も、それぞれの悩みや問題に応じて相談できる体制を検討します。

また、若者が地域の活動に参加したり活躍するための支援体制を構築します。

創 12 子育て支援の拡充

施策目標

子どもを安心して産み、健やかに育てられる環境づくりを進めます。

🔑 施策推進のためのキーワード

- ◆ 将来人口を見越した保育サービスの確保
- ◆ 子育て家庭のニーズに対応したサービスの提供
- ◆ 地域や子育てサークル、子育て支援団体と連携した子育て支援

課題解決に向けた視点

創1-2-1

多様な子育て支援サービスの充実に努めます

核家族化の進行や働く女性の増加などにより保育需要は高まっており、本市においても保育所の整備を進めてきましたが、依然として待機児童数は横ばいとなっています。

今後も将来人口を勘案しつつ、民間事業者などと協力し、教育・保育の総合的なサービスの提供を視野に入れた、さまざまな待機児童対策に取り組む必要があります。

また、子育て家庭のニーズを的確にとらえ、多様な保育サービスの提供や相談事業などを実施し、子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

創1-2-2

子育て支援団体などへの支援及び連携を図ります

子育て家庭と地域とのつながりが希薄になることで、子育て家庭の孤立化や、育児不安の増大がみられます。このような状況を改善するためには、地域で活動している子育てグループなどへの参加も有効です。

こうした子育てグループやNPOなどの子育て支援団体に対しては、その主体性を尊重しつつ、相談、アドバイス、情報発信に努めるとともに、活動しやすい環境づくりを推進します。

また、子育てグループや子育て支援団体などとの連携を進め、地域との結びつきを支えていきます。

現状と課題

核家族化の進行や働く女性が増加する中で、保育サービスの需要はますます高まっています。

本市では、これまで子ども家庭支援センターの設置、病児・病後児保育の実施、一時保育の拡充など、安心して子どもを育てることができる環境づくりに積極的に取り組んできました。同時に待機児童対策として保育施設の整備も進めてきましたが、ここ数年の待機児童数は200人前後を推移しており、保育施設は不足している状況です。

平成27年度から実施される、子ども・子育て支援新制度では、総合的な子育て支援の計画とその方策が求められており、ニーズの把握に基づくサービスの確保が課題となっています。

また、新制度を着実に推進させる一方で、子育てグループや地域の自主サークルなどへの支援をととして、楽しみながら子育てができる環境づくりを進める必要があります。

【参考】西東京市地域防災計画・西東京市事業継続計画から抜粋

◇ 西東京市地域防災計画（平成 25 年修正）

第 1 部 総則（p. 1-p. 39）

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 第 1 章 計画の方針 | 第 2 章 防災関係機関の業務大綱及び市民・事業者等の責務 |
| 第 3 章 市の概況 | 第 4 章 被害想定 |
| 第 5 章 減災目標 | 第 6 章 調査・研究 |

第 2 部 地震災害編（p. 40-249）

第 1 章 市民と地域の防災力向上

- | | |
|--------------------|--------------------|
| 第 1 節 自助による市民の防災活動 | 第 2 節 地域による共助の防災活動 |
| 第 3 節 消防団の防災活動 | 第 4 節 事業所の防災活動 |
| 第 5 節 ボランティアとの連携 | |

第 2 章 安全な都市づくりの実現（第 1 節・第 2 節 略）

第 3 章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保（第 1 節～第 5 節 略）

第 4 章 応急対応力の強化（第 1 節～第 4 節 略）

第 5 章 情報通信の確保

第 6 章 医療救護等対策（第 1 節～第 3 節 略）

第 7 章 帰宅困難者対策

第 8 章 避難者対策（第 1 節～第 3 節 略）

第 9 章 物流・備蓄・輸送対策の推進（第 1 節～第 4 節 略）

第 10 章 放射性物質対策

第 11 章 市民の生活の早期再建

- | | |
|------------|-------------------|
| 第 1 節 住宅対策 | 第 2 節 ごみ・し尿・がれき処理 |
|------------|-------------------|

第 3 節 教育・保育の安全対策（ p. 230-234 ）

- | | |
|--------------|------------------|
| 第 4 節 災害救助法等 | 第 5 節 被災者の生活再建対策 |
|--------------|------------------|

第 12 章 災害復興計画（第 1 節～第 4 節 略）

第 3 部 風水害編（p. 250-271）

第3節 教育・保育の安全対策

予 防 対 策

1. 学校の予防対策	学校長、教育委員会
------------	-----------

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・生徒用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。

(2) 発災時の対応準備

発災時に素早い対応ができるよう、「西東京市立学校 災害時対応マニュアル」の習熟に努めるとともに、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒の引渡し準備

ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）や安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童・生徒の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しにあたっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことを保護者に周知する。

2. 保育園・児童館・学童クラブの予防対策	各保育園・児童館・学童クラブの責任者
-----------------------	--------------------

(1) 施設の整備

施設の耐震化を推進するとともに、職員及び児童・乳幼児用の食料・生活必需品等の備蓄を推進する。（カセットコンロ等ライフライン停止時のお湯の確保、乳幼児用品の確保、トイレトペーパー・ティッシュペーパー、災害用トイレの備蓄など）

(2) 発災時の対応準備

発災時に素早い対応ができるよう、防災訓練等を実施する。

(3) 保護者への児童・生徒の引渡し準備

安心メール・伝言板システムの活用等、電話不通時の保護者との連絡手段を確保し、児童の保護者への引渡しの準備を行う。引渡しにあたっては、時間がかかっても保護者と連絡がとれるまで各施設に留め置くことを保護者に周知する。児童館においては、児童の安全の確保を主に行う。

<発災後の活動の流れ>

機関	発災 1時間	1日	3日	1週間以降
市 (市災害対策本部)	<ul style="list-style-type: none"> ○災害情報の収集 ○施設の安全確認 ○来所者等の安全確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○施設の応急復旧 ○学校の復旧計画の作成、復旧 ○学校間の応援調整 		<ul style="list-style-type: none"> ○乳幼児・児童の被災状況の調査 ○保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達
学校	<ul style="list-style-type: none"> ○児童・生徒の保護 ○施設の安全確認 ○応急対策の実施 (市教育委員会との連絡、応急教育計画・復旧計画の作成等) ○児童・生徒の保護者への引渡し 			<ul style="list-style-type: none"> ○応急教育の実施 ○児童・生徒の健康管理 ○学校給食の措置の実施
保育園 学童クラブ 児童館	<ul style="list-style-type: none"> ○被害状況の把握 ○緊急避難措置、保護者との連絡等、応急対策の実施 		<ul style="list-style-type: none"> ○施設設備の応急復旧措置の実施 ○代替施設の確保 	
都	<ul style="list-style-type: none"> ○学用品等の給与(支給) 			

1. 学校の応急対策

学校長、学校避難施設班

学校長、学校避難施設班は、以下の対策を行う。

- (1) 学校長は、児童・生徒等が学校管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童・生徒等を適切な場所に保護する。その後、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合、保護者に対して児童・生徒等の安全な引渡しを図り、児童・生徒等を帰宅させる。なお、保護者に引渡しが出来ない場合、時間がかかっても保護者と連絡が取れるまで、児童・生徒等は学校に留め置く。
- (2) 学校長は、災害の規模並びに児童・生徒等や教職員及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、市教育委員会へ報告しなければならない。
- (3) 学校長は、状況に応じて市教育委員会と連絡のうえ、臨時休校等の適切な措置をと

- る。
- (4) 学校長は、応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。また、学校が避難施設となる場合、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難施設として開放できる部分と開放できない部分を指定し、市民の協力を得るように努める。
- (5) 避難施設等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、隣接校等との協議により教室を確保するなど、他の公共施設の確保を図る。
- (6) 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、仮設校舎を建設する。
- (7) 学校長は、応急教育計画を作成したとき市教育委員会に報告するとともに、決定しだい速やかに保護者及び児童・生徒等に周知徹底を図る。
- (8) 市教育委員会は、学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を作成し、速やかに復旧に努める。

2. 応急教育の実施	学校長、学校避難施設班
-------------------	-------------

施設の応急復旧の状況、教員・児童・生徒及びその家族の被災程度、避難者の収容状況、道路の復旧状況その他を勘案の上、応急教育を実施する。

(1) 応急教育の実施

- ア 学校長は、教職員を掌握するとともに、児童・生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- イ 市教育委員会は、被災学校ごとに担当職員、指導主事を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校の運営について助言と指導にあたる。
- ウ 教育活動の再開にあたっては、通学路及び通学経路の安全確認を行い、市教育委員会に報告する。
- エ 学校長は、災害の推移を把握し、市教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。
- オ 学校長は、応急教育計画に基づき、学校に収容可能な児童・生徒等を保護し、指導する。指導にあたっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにする。また、心のケア対策も十分留意する。
- カ 他の地区に避難した児童・生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、前記に準じた指導を行うように努める。
- キ 市教育委員会は、学校間の教職員の応援体制について都教育委員会と必要な調整を行う。

(2) 健康管理等

被災した児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、都教育委員会、保健所等と連携して健康診断、カウンセリング、電話相談を実施する。

(3) 学校給食の措置

学校再開に併せ速やかに学校給食が実施できるよう措置をとる。

なお、次の場合は、学校給食は一時中止する。

ア 避難施設として学校給食施設で炊き出しを実施する場合

イ 給食施設が被害を受け、給食実施が不可能となった場合

3. 学用品等の給与（支給）	都、学校避難施設班
-----------------------	-----------

学用品の調達は、原則として都知事が一括して行い、小中学校の児童・生徒に対する給与（支給）は市が行う。なお、都知事が職権を委任した場合は、本部長（市長）が市教育委員会及び学校長の協力を得て、調達から給与（支給）までの業務を行う。

(1) 給与（支給）の対象

住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童・生徒に対し、被害の実情に応じ、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を給与（支給）する。

(2) 学用品給与（支給）の方法

ア 学校及び市教育委員会の協力を受けて行う。

イ 被害別、学年別の学用品購入（配分）計画を作成する。

(3) 学用品給与（支給）の費用限度

ア 教科書（教材を含む。）の実費

イ 文房具及び通学用品 災害救助法施行細則で定める額

4. 応急保育	子育て支援班、保育班
----------------	------------

保育園、児童館及び学童クラブの応急対策等を講じ、乳幼児・児童の生命及び身体の安全並びに保育活動の確保について万全を図る。

(1) 保育・児童館・学童クラブの応急対策

ア 緊急避難の措置

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、状況に応じて緊急避難の措置をとるとともに、避難場所の所在を明確に保護者に伝達する。

イ 被害状況の把握

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、災害の規模、乳幼児、児童、職員及び施設設備の被害状況を迅速に把握し、施設の管理に必要な職員を確保して万全の措置をとる。

(2) 災害復旧時の対策等

速やかに平常の保育等活動が実施できるよう、施設設備の応急復旧、代替施設の確保

など必要な措置をとる。

ア 臨時編成の調整

各保育園・児童館・学童クラブの責任者は、応急保育計画・応急指導計画に基づき、臨時のクラス編成を実施するなど、災害状況に即応するよう速やかに調整する。

イ 災害復旧時の対策

子育て支援班、保育班、子ども家庭支援班の責務は、次のとおりである。

- (ア)職員を掌握するとともに、乳幼児・児童の被災状況を調査し、関係機関と連絡を密にして復旧態勢に努める。
- (イ)保育園・児童館・学童クラブに対する情報及び指令の伝達について、万全の措置をとる。
- (ウ)災害の推移を把握しつつ、各保育園・児童館・学童クラブの責任者は平常保育・指導育成ができる環境に整えるよう努める。
- (エ)災害により、登園できない乳幼児についての実情把握に努める。